

## 地域包括ケア推進室設置における生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)の取組みについて

健康福祉部 地域包括ケア推進室

### 1 地域包括ケア推進室の設置

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みとして住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供する“地域包括ケア”の取組みの深化が求められている。本年4月に健康福祉部内に地域包括ケア推進室を設置し、地域包括ケアを推進するにあたり、主に以下の業務を担当している。

- (1) 全世代全対象型地域包括ケアの推進
- (2) 地域医療連携体制整備事業
- (3) 生活支援体制整備事業

### 2 生活支援体制整備事業（第1層、第2層生活支援コーディネーター）

第1層生活支援コーディネーターは、地域包括ケア推進室に配置し協議体と連携した新しい総合事業の創出、地域資源の開発やネットワークの構築、第2層生活支援コーディネーターへの支援などを行っている。

第2層コーディネーターは、各地域包括支援センターに配置し、担当地域における資源開発やネットワークの構築を行い、地域の関係者による多様な主体間の定期的な情報共有や、連携及び協働による取組などを進めるとともに、高齢者等の生活支援への取組を行っている。また、第1層生活支援コーディネーターとともに住民主体による介護予防や生活支援の多様な担い手を養成して、住民同士の支え合いによる地域づくりを進めている。

今年度の取組みとしては、生活支援コーディネーターや地域の「通いの場」の活動を「見える化・見せる化」し、地域の支え合い活動を普及啓発するために、「つるおか通いの場活動紹介～地域のつながり・支え合い」と題して、活動情報紙の作成を行っている。

合わせて「鶴岡市通いの場活動報告会～集えば変わる、私も地域も～」と題して、「通いの場」を運営している団体から活動内容を発表する場を設け、継続意欲の向上と今後市民が「通いの場」を立ち上げたいという機運を高めることを目的に、関係者や市民を対象に報告会を2月に開催する予定としている。

また、今年度は「通いの場」の立ち上げ支援として、生活支援コーディネーターが関係機関と連携し、通所型サービスB「猫の手」（櫛引地域）の開設支援を行った。現在も運営には、生活支援コーディネーターが関わり、継続的な運営ができるよう支援している。

他にも、各生活支援コーディネーターが、「通いの場」の立ち上げ支援として、公民館等各地で「いきいき百歳体操」の実施をきっかけとして、長寿介護課等の協力の下、立ち上げ支援を行っている。

今後も、地域住民と連携し継続した通いの場を増設できるように取り組むこととしている。